

# 大規模アーケードの設置について

---

# 大規模アーケードの背景及び現状

## ◆背景

### 「アーケードの取扱について」(昭和30年消防本部長、建設事務次官、警察庁次長通達)

○道路上空にアーケードを設置する場合、設置可能な道路の条件について以下を規定。

- アーケードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであるから、抑制の方針をとること
- アーケードの設置許可等に関する連絡及び調整を行うため、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること
- 道路の幅員が4m以上且つ8m以下であること 等

## ◆現状

### 地方分権一括法(平成12年)

- 平成12年の地方分権一括法により、通達「アーケードの取扱について」は技術的助言となり、基準としての拘束力は消失。  
○幅員8m超の道路上空へのアーケード(大規模アーケード)設置は、地方公共団体の判断で可能に。



### 道路法施行令改正(平成18年)

- H18年の道路法施行令改正で、条件付で交差点上空の占用が可能

# 大規模アーケードの方向性及び事例

## ◆方向性

### 事例紹介(平成24年 第4回道路PPP研究会)

- 平成22年度の「道路空間のオープン化提案」で、大規模アーケードについては規制が残存しているとの認識の提案が散見。
- 今般、地方公共団体の判断にて、幅員8m以上のアーケードを実施している事例を紹介。

## ◆事例

	鹿児島市	高松市	熊本市
位置	鹿児島県鹿児島市天文館地区	香川県高松市高松丸亀町地区	熊本県熊本市下通り地区
設置箇所	一般国道225号(交差点) W=20m(うち車道11m)	市道 W=8、11m	市道(歩行者専用道) W=15m
整備年度	平成19年度	平成19年度	平成21年度
設置主体	商店街組合	商店街振興組合	商店街振興組合
目的	・商店街の一体性及び集客力の向上のために整備	・都心にふさわしい商業機能の充実 ・イベントなど賑わいや憩いの広場として整備	・商店街利用者の利便、地域振興のため整備
写真			